

豊丘村水道事業



平成29年度 水質検査計画

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

1. 水道事業の現状と課題
2. 水質検査の基本方針
3. 水質検査項目と検査頻度
4. 検査地点
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法
7. 検査計画及び検査結果の公表
8. 水道水質基準値の根拠
9. 緊急時の連絡体制

表1 水質検査項目及び検査頻度

表1-1 検査項目の内容

図1 水源及び給水栓水採水地点

参考資料 水質基準項目の説明

平成29年 4月

豊丘村役場 環境課 上下水道係

1. 水道事業の現状と課題

当村の水道事業は平成28年度末に3つの簡易水道事業を統合し、平成29年度より豊丘村水道事業となりました。取水については全体の約95%を地下水（深井戸）に依存しています。

(1) 北部地区・南部地区は地下水（深井戸）

河川表流水のように雨期乾期の影響を受けず、年間通して安定的に飲料水を供給できますが、硝酸性窒素等の水質動向に注意が必要です。

(2) 堀越・長沢地区は表流水・伏流水

硝酸性窒素等の心配はありませんが、取水上流への劇物投下防止及び降雨時の濁度対応並びに渇水期における堀越と長沢の水量調整に注意が必要です。

2. 水質検査の基本方針

- (1) 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓に加えて、各水源とします。
- (2) 検査項目は水質基準項目、浄水場の維持管理上必要な項目及び水源の状況を把握するのに必要な項目とします。
- (3) 給水栓の検査頻度については水道法に基づき、毎日検査及び月1回行う省略不可項目とします。
- (4) 水質基準項目等の省略については、過去の検査結果及び水源付近の環境生態の変化を踏まえ、安全性の確保ができると判断したもののみとします。
- (5) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については数値変動が激しいため、長沢及び堀越水源系統を除き、定期的に検査を実施しています。
- (6) 水源の検査頻度については、基準項目検査40項目を年1回行います。
又、新たな検査項目となった亜硝酸態窒素については別に年4回実施します。

3. 水質検査項目と検査頻度

(1) 毎日検査

1日1回、村内13ヶ所の給水栓において、色・濁り・残留塩素の検査を行います。

検査項目	評価	検査頻度（回／年）
色	異常でないこと	365
濁り	異常でないこと	365
残留塩素	0.1mg/L以上	365

(2) 毎月検査

月に1回、村内9ヶ所の給水栓において、表1の検査を行います。

(3) 原水検査

最も水質が悪化する時期を考慮し、8月に基準項目検査40項目の水質検査を行います。

4. 検査地点（図1を併せてご覧ください）

(1) 給水栓

毎日検査については、村内13ヶ所で検査を行います。

毎月検査については、水源系統ごとに、村内9ヶ所を設定し検査を行います。

(2) 水源

水源水質を確認するため、井戸ポンプ吸上げ部及び受水槽で検査を行います。

5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 净水過程に異常があったとき。
- (4) その他、必要があると認められるとき。

水質検査項目は基本的に全項目とするが、状況に応じて項目を決定します。

6. 水質検査の方法

採水検査業務は水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託して行います。

7. 検査計画及び検査結果の公表

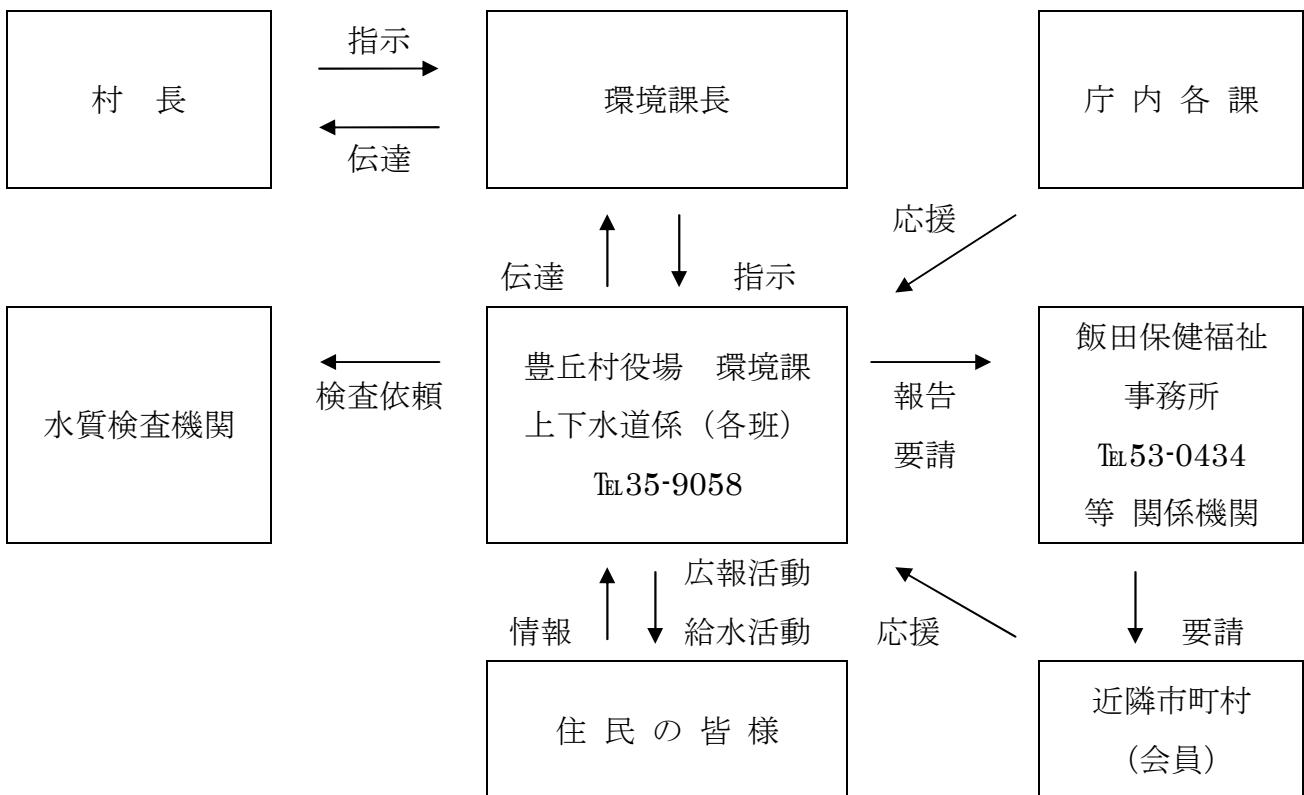
水質検査計画は毎事業年度の開始前に作成し、村のホームページに掲載します。また、主要な検査結果は、当年度終了後に村のホームページ等に掲載します。

8. 水道水質基準値の根拠

水道水には人の健康を守るために水質基準値が定められており、その基準値以下で給水することとされています。水道水質基準値の根拠の例として発がん性物質を挙げますと、体重50kgの人が1日に2Lの水を生涯飲み続けた場合に、10万人に1人が発症する可能性がある濃度にさらに安全率を掛けた数値を基準値としています。

9. 緊急時の連絡体制

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあったときは、飯田保健福祉事務所などの関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対策を講じます。また、給水活動を可能な限り最善を尽くして行いますが、需要に応じ切れないとときは長野県水道協議会 水道施設災害等相互応援要綱に基づく応急給水の要請を行います。



この水質検査計画についての皆様のご意見をお寄せください。

皆様からのご意見は今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問い合わせ先 豊丘村役場 環境課 上下水道係

〒399-3295 (住所記入不要)

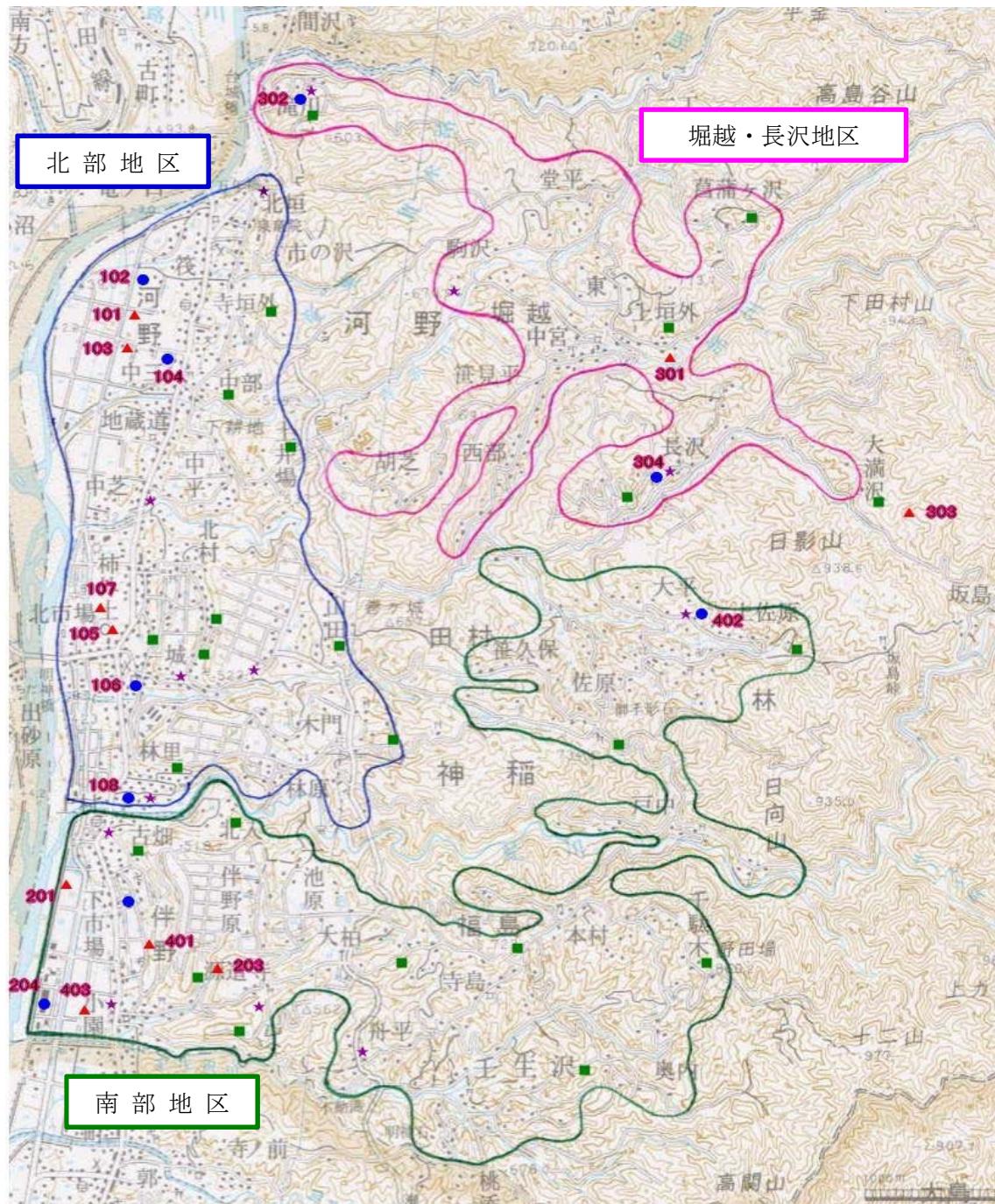
長野県下伊那郡豊丘村神稻3120番地

TEL 0265-35-9058 (直通)

E-mail suido@vill.nagano-toyooka.lg.jp

図1 水源及び給水栓水採水地点

豊丘村水道事業



(図中の番号は表 1 のコード)

▲ 水 源 ■ 配水池 ● 給水栓水採水地点 ★ 毎日検査地点

